

2021年1月14日（木）

生徒諸君
保護者の皆様

高槻中学校・高槻高等学校
校長 工藤 剛

「緊急事態宣言」期間の本校における教育活動等について

報道でご承知の通り、昨日、大阪府を含む2府5県に対し、1月14日から2月7日までの25日間を実施期間とする「緊急事態宣言」が政府より出されました。これに伴って、大阪府教育庁より「私立学校園における今後の教育活動等について（通知）」が発出されましたので、本校の上記期間中の教育活動については、これに基づき、下記の通りといたします。

（1）基本方針

- ① 感染症対策のさらなる徹底（マスク着用、手洗い、換気、健康観察）を図りながら、分散登校や短縮授業は行わず、1教室45人の通常形態で教育活動を継続します
- ② 感染リスクの高い教育活動は実施しない
 - ・修学旅行、校外活動等は、宿泊や府県間の移動を伴う場合については中止または延期とします。
 - （※ 中学3年修学旅行は2月14日～17日に、中学2年スキー教室は2月22日～24日に延期としました）
 - ・部活動は、練習試合や合同練習については禁止とします。

（2）教育活動上の対応について

以下のような、マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は実施しません。

- ・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等
- ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・理科における、生徒同士が近距離で活動する実験や観察
- ・音楽における、室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏
- ・美術における、生徒同士が近距離で活動する共同制作や鑑賞の活動
- ・家庭における、生徒同士が近距離で活動する調理実習
- ・外国語における、生徒が近距離でペアやグループでコミュニケーションをとる活動
- ・体育における、生徒が密集する運動や組み合ったり接触したりする運動
- ・部活動においては、「生徒同士が組み合わせることが主体となる活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」等、感染リスクの高い活動は行わない。

（※ なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。練習試合や合同練習については禁止とする。部活動に付随する屋内での着替え等の場面での感染対策に十分に留意する。）

以上